

共に生きる
地域づくりを

内灘町社会福祉協議会は1985年より20年以上にわたりホームヘルプサービスを行っています。私たちは、その間の豊富な実績により培った技術・ノウハウを基に、利用者の意向にそった安心できるサービスの提供をめざしています。

また、私たちは介護保険制度や障害者自立支援制度の現状に沿って、常にサービス技術の向上を心がけて、ご利用者と介護者の心のケア、もっている力を最大に生かせるケアを重視しています。

こうしたサービスの提供と併せて、ご利用者の地域の繋がりを大切に、地域住民の皆様と共にこの町で「共に生きる地域づくり」に誠心誠意で取り組みたいと考えています。

平成18年12月

内灘町社会福祉協議会
訪問介護事業所

〒920-0271 河北郡内灘町字鶴ヶ丘2丁目161番地1
内灘町保健センター2階
TEL 076-286-6950 FAX 076-286-6951
<http://www2.spacelan.ne.jp/~uchisyakyo/>
E-mail: uchisyakyo@m2.spacelan.ne.jp

利用時間・サービス地域

●営業日（ヘルパー訪問日）

年中無休

午前6時から午後10時

※ご相談に応じて対応いたします。

●受付時間

毎週月曜日から金曜日（土曜日、日曜日、国民休日、12月29日から1月3日を除く）

午前9時から午後5時

●実施地域

内灘町

※内灘町以外についてもご相談に応じて対応いたします。

サービスの種類

介護保険制度

介護予防訪問介護サービス 事業所番号 1771400098
訪問介護サービス 事業所番号 1771400114

障害者自立支援制度

障害福祉サービス 事業所番号 1711410041
移動支援サービス 内灘町地域生活支援事業

所在地



介護予防訪問介護サービス（介護保険制度）

●サービス内容

介護予防 訪問介護Ⅰ	要支援 1・2 週 1 回程度の介護予防訪問介護が必要とされた方
介護予防 訪問介護Ⅱ	要支援 1・2 週 2 回程度の介護予防訪問介護が必要とされた方
介護予防 訪問介護Ⅲ	要支援 2 週 2 回を超える程度の介護予防訪問介護が必要とされた方

●サービス料金

1 月につき以下の固定金額となります

介護予防 訪問介護Ⅰ	介護予防 訪問介護Ⅱ	介護予防 訪問介護Ⅲ
1,234 円	2,468 円	4,010 円



© 2005 TOSHIBA CORPORATION

訪問介護サービス（介護保険制度）

●サービス内容

身体介護	●排泄、食事の介助 ●入浴や身体の清拭 ●洗髪、爪切り など
生活援助	●掃除、洗濯 ●調理、買い物 ●薬の受け取り など

通院等乗降介助 ご相談により対応します。

●サービス料金

	30 分未 満	30 分以上 1 時間 未満	1 時間以上 1 時間半 未満	1 時間半 以上 (30 分毎)
身体介護	231 円	402 円	584 円	+83 円
生活援助	—	208 円	291 円	
通院等乗降介助 *1	1 回につき 100 円			

*1 運送料は別料金となります

	30 分未 満	30 分以上 1 時間 未満	1 時間以上
身体介護に続いて行う 生活援助 *1	+83 円	+166 円	+249 円

*1 30 分を増す毎に +83 円（+249 円を限度）

※早朝（午前 6 時～8 時）と夜間（午後 6 時～10 時）は上記料金の 25%加算となります。

障害福祉サービス（障害者自立支援制度） 居宅介護・重度訪問介護

●サービス内容

身体介護	●排泄、食事の介助 ●入浴や身体の清拭 ●洗髪、爪切り など
家事援助	●調理、買い物 ●衣類の洗濯、補修 ●関係機関との連絡 など

通院のための乗降介助 ご相談により対応します。

●サービス料金

サービス料金の 1 割がお客様の負担金額です。
個別減免が適用される場合は減免後の金額となります。

	30 分未 満	30 分以上 1 時間 未満	1 時間以上 1 時間半 未満	1 時間半 以上 (30 分毎)
身体介護	2,300 円	4,000 円	5,800 円	+820 円
家事援助	800 円	1,500 円	2,250 円	+750 円
通院のための乗降介助 *1	片道につき 990 円			

*1 運送料は別料金となります

※早朝（午前 6 時～8 時）と夜間（午後 6 時～10 時）は上記慮金の 25%加算となります。

介護保険サービスの利用者負担軽減について

収入や資産が一定以下の場合、「社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度」により利用者負担が軽減可能です。該当すると思われる方はご相談ください。

障害福祉サービスの利用者負担軽減について

収入や資産が一定以下の場合、「社会福祉法人等による利用者負担軽減措置」により利用者負担が軽減可能です。該当すると思われる方はご相談ください。

移動支援（障害者自立支援制度） （内灘町地域生活支援事業）

●サービス内容

屋外での移動に困難がある障害者・児について
外出のための支援を行う

●サービス料金 [別途掲載]